市県民税の申告のしかた

昭和五十六年度市県民税申告相談が二月三日から始まります。個人の市県民税は市が税額を計算し、納税者に通知して納めていただくしくみになっていますが、市が適正な課税を行うために、納税者の皆さんから市県民税の申告書を提出していただき、それに基づいて計算することになっています。そこで、市県民税の申告のしかたについてお伝えします

申告しなければならない人

イ　五十六年一月一日現在、大館市に住んでおり、五十五年中（一月～十二月）に収入のあった人

ロ　給与所得者で給与所得のほかに、地代、家賃、農業など給与以外の所得のある人

ハ　大館市に住んでいないが、五十六年一月一日現在、市内に事務所、事業所または家屋敷のあった人

申告の必要がない人

イ　所得税の確定申告書を税務署へ提出される人

ロ　給与所得者で勤め先（事業所）から給与支払報告書を提出されている人で、給与以外の所得のない人。ただし、前年中に災害を受けたことによる雑損控除や、自分又は家族が病気にかかったことによる医療費控除を受けようとする人は、そのための申告はしなければなりません。（所得税を納めている人は除く）

申告をしなかった場合

申告しなければならない人で申告しなかった場合は、各種の控除が認められないほか、各種証明書（所得証明書や扶養証明書など）の発行を受けられないばかりか、年金等の支払いにも支障をきたすなど、納税者にとって不利になりますので、正しい申告を期限内に必ずするようにしてください。出かせぎや入院などでどうしても期限内に申告できない人は、前もって税務課へ連絡してください。

申告のとき持参するもの

1　申告書と印鑑（申告書には住所、氏名を記入のうえ持参のこと

2　五十五年中に支払った医療費、生命保険料、国保又は社会保険料の支払いを証明するもの。

3　五十五年中に災害、盗難、横領などで損害を受けた人はそれを証明できるもの。

4　給与所得者で給与以外の所得のある人は、源泉徴収票。

5　営業業の営んでいる人は、申告書と同封された決算書（記入のうえ）と関係書類又は帳簿など。

6　大型農機具を購入した人はそれを証明できるもの。

所得金額の計算のしかた

所得とは、一年間（一月～十二月）に得た収入金額から、その収入を得るための必要な経費（生活費は含まれません）を差し引いたもので、その計算方法は、地方税法に特別の規定があるもののほか、原則として所得税法の定めによって計算されます。

＜収入金額＞

五十五年中に収入することの確定した金額ですが、次の点に注意してください。

1　収入金額には五十五年中に収入することの確定した未収入金も含まれますが、前受金は含まれません。

2　現物収入は時価で収入金額に換算します。

3　自家消費した商品などは、普通の販売価格で計算した金額を収入金額とします。

4　雑収入やリベートも収入金額に含まれます。

5　農産物の収入金額は収穫したときの時価で計算します。

＜必要経費＞

収入を得るために必要な経費に限りますが、たとえば生活費や所得税、市県民税のように所得のうちから支払うことになっている税金は必要経費になりません。また、家族の食費、被服費などや電気料、ガス代、水道料など家事に関連する経費は、原則として必要経費になりませんが、店舗分の電気料のように収入を得るために必要な部分を区別して計算できるものについては必要経費になります。

1　**営業所得の場合**

五十五年中に販売した商品や製品の原価、公租公課、雇人費、地代、家賃、借入金の利子、修繕費、減価償却費など、収入を得るための必要な経費をいいますが、次の点に注意してください。

イ　未払いの経費も必要経費になりますが、前払いの経費は含まれません。

ロ　家事の関連経費でも住宅を兼る店舗などの地代、家賃などは、面積あん分の方法で営業用の部分を区別してください。

ハ　事業用固定資産の損失や減価償却費、開業費や共同施設の負担金など繰延費用に対する償却額は必要経費になります。

ニ　修繕費は必要経費になりますが、資産の増加になるような費用は必要経費になりません。

ホ　営業収入を得るため必要とみられる接待費は必要経費になりますが、寄付金や事業に無関係の交際費は認められません。

2　**農業所得の場合**

営業所得の場合と同様ですが、そのほかに種苗代、肥料代、病虫害防除費、飼料代なども、農業の収入を得るための必要経費に認められます。

3　**その他の事業所得**

営業所得と同様ですが、集金受託者、外交員の人たちについては、それぞれ別に計算方法がありますので、税務課へご連絡ください。

4　**不動産所得の場合**

修繕費、火災保険料、減価償却費、固定資産税、借入金の利子、管理費などが必要経費になります。

＜事業専従者控除額＞

事業専従者については、次の方法によって所得から差し引かれます。

イ　所得税で申告した青色専従者給与額

ロ　所得税について青色申告をしない人でも、同じ世帯にいる十五歳以上の親族のうち、事業に一年を通じて六カ月を超える期間もっぱら従事していた人（白色事業専従者といいます）については、専従者一人につき四十万円を控除できます。ただし、この控除額は次の算式で計算した金額を超えることはできません。

（事業所得＋不動産所得＋山林所得）÷（専従者の数＋一）＝控除限度額

農業所得の皆さんへ

農業所得も他の所得と同様、個々の納税義務者ごとに収支計算して算定するのが原則ですが農業所得の収支を明確に記帳していない人のために、市では今年も「農業所得標準」を作成し申告相談に応じています。農業所得標準によって申告される方は次の点にご注意ください。

※　臨時雇人費は標準内経費に算入しています。しかし、特殊な事情がある方は雇人控帳作業内容、支払金額等の説明ができる資料を持参するようにしてください。資料を持参しない場合は標準内経費に算入された雇人費を超える分の金額は控除になりません。標準外経費として別途控除する動力耕転機、田植機、コンバイン、バインダー、トラクター、ハーベスター等の大型農機具や農業用の自動車を所有している方は、取得年月、取得価格、年式車名、自動車税額等を証明できるものを持参してください。

譲渡所得の申告

譲渡所得のある方で、税務署へ申告した方は、市県民税の申告は必要ありませんが、所得税が課税されない方、又は申告が不要とされた方は、金額の多少にかかわらず、三月十六日までそれぞれの申告会場で関係書類を持参のうえ必ず申告してください。

営業所得者の皆さんへ

営業所得があると思われる方には、収支計算用紙を申告書と同封しますので、自分で所得金額を計算して申告書に添付してください。（五十五年中に新らたに事業を開始した人で、収支計算書用紙が同封されない場合は税務課へ連絡してください。

償却資産の申告期限は1月31日です ── 忘れずに！

固定資産税は土地、家屋、償却資産の所有者に対して課税されるものです。このうち償却資産の所有者は毎年1月1日現在におけるその資産に係る一定の事項を、市町村長に申告しなければならないことになっています。この申告によって固定資産税台帳が調整され、この台帳に基づいて税金が課税されるしくみになっていることから、申告は必要不可決なものです。申告期限は今月31日です。

＜償却資産の要件＞

1　土地、家屋以外の事業の用に使用することができる資産であること。

2　鉱業権等の無形減価償却質産は除かれます。

3　減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算と、損金又は必要な経費に算入されるもの（法人税又は所得税を課されない方が所有するものも含む）でなければなりません。

4　自動車税や軽自動車税の課税客体である自動車等は除かれます。

◆この要件を具体的に説明しますと、次のようになります

㋑　法人税又は所得税が課されない方が所有する資産であっても、法人税法又は所得税法の規定により、本来減価償却が認められる資産。

㋺　現在稼動していない有形固定資産であっても、本来の機能を失っていない、いつでも使用できる状態にあるもの。

㋩　帳簿に記載されていない、いわゆる簿外資産で事業の用に使用することができるもの。

㋥　残存価額のみが計上されている資産で、事業の用に使用しているもの。

㋭　事業用建物の付属設備については、固定資産税における家屋の評価に含まれないもの。

以上の内容に該当する納税義務者の方は忘れずに申告してください。詳しくは市役所税務課固定資産税係へお問いあわせください。☎49―3111　内線232・233

昭和56年度 市県民税の申告相談

各地区で申告相談の会場を開設します

期日		受付相談区域	場所
2／3（火）	午前	岩本、清水川	矢立公民館
	午後	松原、長走、陣場、日景温泉	
4日（水）	午前	中羽立、寺の沢、橋桁	
	午後	白沢全区	
5日（木）	午前	本郷上、繋沢	花矢支所
	午後	本郷下、土目内	
6日（金）	午前	二井山、観音堂、鳥内	
	午後	十三森、大森、神山、姥沢	
7日（土）	午前	泉田、桜町全区、稲荷沢 猫鼻、大森団地	
	午後	粕田全区、花岡団地、神山社宅、前田全区、長森団地 白根山団地、泉田団地	
9日（月）	午前	芦田子、才ノ神、東二ツ屋 宮袋	長木公民館
	午後	上代野、天下町全区	
10日（火）	午前	下代野	
	午後	大茂内、小茂内	
11日（水）	午前	茂内屋敷、籠谷、石淵 二ツ屋、芋ケ岱	長木公民館 雪沢分館
	午後	小雪沢、大明神、新沢 赤沢、黒沢、水沢	

＜申告時間＞

午前――9時30分から正午まで

午後――1時から4時まで

○軽自動車（農耕用トラクター・コンバイン）を購入し、まだ未登録でナンバープレートを取り付けていない方は、各会場で登録を受け付けますのでお申し出ください。

○11日の長木公民館会場を除いた各申告会場では保健婦による血圧測定と健康相談を行いますのでご利用ください。

※　なお、2月12日以後の申告相談日程については、次号でお知らせいたします。